

第 79 号

県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額，売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売電料金の額 日野谷発電所，坂州発電所，川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金，平成26年度及び平成27年度各2,787,840,720円
 売電の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間
 売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分により，各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

平成 26 年 度 及 び 平 成 27 年 度 支 払 区 分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4 月 から 翌 年 2 月 まで	1 月 につ き 185,919,840円	各 月 の 実 績 供 給 電 力 量 1 キ ロ ワ ッ ト 時 につ き 1 円
翌 年 3 月	185,924,160円	58 銭 を 乗 じ た 額 に 消 費 税 等 相 当 を 加 算 し た 額

提案理由

県営電気事業の売電料金等について，徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。